○総務省告示第二百十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

総務大臣　村上誠一郎

一　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
	当該区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線通信の種類	重要な通信の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
［一～二六　略］			
二七　削除			
［二八・二九　略］			

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
	当該区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線通信の種類	重要な通信の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
［一～二六　同上］			
二七　人命・財産の保護の用に供する無線通信	沖縄県 那覇市　港町、上之屋、泊、前島、久茂地、牧志、松尾、樋川、楚辺、与儀、古波蔵、国場 島尻郡 豊見城村　真玉橋、嘉数	五〇	㈠　沖縄県那覇市港町二丁目一一の一（五三・八） ㈡　沖縄県島尻郡東風平町世名城波武多毛原一二一九（一一七・〇）
		〇 六・〇	
［二八・二九　同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。